

教育委員会定例会会議録

令和3年11月18日（木）

教育委員会定例会会議録

令和3年11月18日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室1に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清 委 員 赤坂雅裕 委 員 伊藤甲之介
委 員 大森美保子 委 員 中馬智子

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 前田典康	教育推進部長 白鳥慶記
教育指導担当部長 青柳和富	教育総務課長 島津 順
教育施設課長 高橋 修	学務課長 藤木徹也
教職員担当課長 工藤裕一郎	社会教育課長 瀧田美穂
小和田公民館担当課長兼館長 浅井志子	鶴嶺公民館担当課長兼館長 三井優子
松林公民館担当課長兼館長 菊池 修	南湖公民館担当課長兼館長 生川彰博
香川公民館担当課長兼館長 鈴木 朗	青少年課長 関山知子
体験学習センター所長 松下晁久	学校教育指導課長 力石裕司
図書館長 佐藤 勇	教育センター所長 日高恭子

3 会議の概要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○竹内教育長 それでは、ただいまから11月定例会を開催いたします。

日程第1 教委議案第54号令和3年度教育委員会の点検・評価についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第1 教委議案第54号令和3年度教育委員会の点検・評価についてにつきまして、教育総務課長よりご説明申し上げます。議案書は1ページから18ページ、報告資料1でございます。

本案は、5月28日付で、茅ヶ崎市教育基本計画審議会に教育委員会の点検・評価（案）を諮問し、議案書2ページから18ページまでのとおり、10月18日付で同審議会から答申をいただきました。

この答申を踏まえ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づく点検・評価の報告書をまとめましたので、お諮りするものでございます。

資料1の1ページをご覧ください。1ページの(4)に記載のとおり、今年度の点検・評価の対象事業は、教育基本計画審議会で選定しました24事業です。今年度は、令和2年1月16日に県内で国内初となる新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、本教育委員会として、市立小中学校の臨時休業、施設の休館、講座等の延期または中止など、まん延防止を行う中で、様々なことに取り組んでまいりました。

そこで、本年度の点検・評価は、新しい生活様式、ウィズコロナの視点を入れ、コロナ禍においてどのような工夫を凝らし事業を進めたか、その実績と成果、課題及び今後の取組などについて自己評価を行い、審議会より政策ごとに知見をいただきました。施策ごとに定めた指標については記載のとおり、その多くは目標値を下回るなど、コロナによる影響が多く見られています。

資料42ページから47ページでございます。政策1に対する知見でございます。コロナ禍により、学校現場の活動が制限する中でも、着実に施策を実施したことを評価いただいております。ただし、46ページ後段から47ページにありますように、新型コロナウイルス感染症による教職員や児童生徒の心身のケアについて、引き続ききめ細やかな対応をしていただきたいことを知見としていただいております。

続きまして、資料75ページから81ページでございます。政策2に対する知見でございます。社会教育施設など、施設の休館やその利用が制限される中で、教育活動を止めることなく実施していくため、オンラインを活用し、講座等を開催したことを評価していただいております。

78ページの施策7に対する知見の中で、来年度オープンを予定している(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館の今後の運営の在り方について触れられており、学校教育との特別な連携や、ICTを活用した教育が推進される中でも、実物に触れる機会も重要であるということを知見としていただいております。

92ページから93ページをご覧ください。政策3に対する知見です。政策3については、学校教育や社会教育を支えるための施策が位置づけられておりますが、コロナ禍において、教育行政に課せられた様々な課題に迅速かつ適切に対応したことについて、評価をいただいております。

この答申の今後の予定でございますが、本定例会で議決をいただきましたら、議会に本

点検・評価の結果として報告をする予定でございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○赤坂委員 資料46ページの施設整備事業について、教育施設課長に質問いたします。教育施設課長が直接現場の校長先生とお会いして、うちの学校はこういうところが古くなって困っているんだとか、そういう意見を聞く場はあるんでしょうか。

○教育施設課長 ご意見を聞く場は、校長会や様々な場合がございます。特に困った場合があるときには、私が直接出向いて現場を見ておりますので、機会は確実にあると思います。何もない状態ですと、なかなかこちらのほうにお声が届かないというのはあるかと思いますが、学校側のほうで何かお困りのことがあれば、確実に私のほうに直接ご意見いただいでいく次第でございます。

○赤坂委員 ありがとうございます。すばらしいですね。この後半に、教育委員会が委員会の各課、さらには学校現場と一体となっているいろいろやったださっていると、こう書いてくださっているんですが、そのとおりですね。教育施設課長が直接行かれているところが大変評価されているんだと思います。今後もぜひ、その方向でよろしく願いいたします。

○教育施設課長 ありがとうございます。

○伊藤委員 議案書の知見のところにも書かれているところでございますが、「学び続ける意欲と確かな学力を育てる学校教育の推進」とか、「心がふれあい安心して学べる学校教育の推進」など、とても力を入れてなさっているということが伺えます。特に、ふれあい補助員の派遣事業等、非常に、この財政が厳しい中でとても努められていて、すばらしいなというふうに思いました。Sになっているんですけれども、Sじゃ足りないくらいの評価だなと私は思ったところです。

○竹内教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにご意見等がなければ、日程第1 教委議案第54号令和3年度教育委員会の点検・評価については原案のとおり決定することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第2 教委議案第55号浜見平地区開発に伴う義務教育施設への影響に対する

意見についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長 日程第2 教委議案第55号浜見平地区開発に伴う義務教育施設への影響に対する意見についてにつきまして、教育総務課長よりご説明申し上げます。議案書21ページ、下段のスライド2をご覧ください。

今回お諮りした経緯についてご説明をいたします。浜見平地区の開発につきましては、平成20年1月に浜見平まちづくり計画を策定して以降、計画に基づき順次、UR都市機構等が団地の建て替えを含め、同地区の整備を行っております。

今回、開発行為区域約5.6ヘクタールが追加され、区域全体が20ヘクタールを超えたため、次ページ上段のスライド3に記載しておりますとおり、都市計画法第32条第2項及び同法施行令第23条の規定に基づきまして、事業者であるUR都市機構と義務教育施設の設置義務者との協議が必要となりました。そのため、議案書20ページのとおり、義務教育施設の設置義務者である市長から教育委員会に対して、当該開発行為により既存の学校施設の改築や増築などの影響を及ぼすものかどうか、意見を求められております。本案は、教育委員会として、今回の開発行為による学校施設の影響を把握するため、スライド2に示す2点から調査分析を行い、その結果を市長に回答するため、お諮りするものです。

なお、市長からの協議依頼文書において、回答期限が10月22日とされておりますが、検証に時間を要することや、教育委員会に諮る必要があることから、本定例会後の回答とすることについて、担当課の了承を得てございます。

議案書22ページ、下段のスライド4をご覧ください。今回の調査では、浜見平地区に居住する児童生徒が通学する4校、西浜小、柳島小、西浜中、中島中を対象に、浜見平団地の開発により、学校施設の許容量を超えるかどうかを検証いたしました。

議案書29ページ、スライド17をご覧ください。検証の結果でございますが、西浜小学校、西浜中学校への影響につきましては、一時的に児童生徒数、学級数が増加する程度であり、教室数の不足や校舎の増改築に至るまでの影響はないと考えています。

次に、柳島小、中島中への影響につきましては、令和7年度以降の戸建住宅の完成などに伴い、児童生徒数の減少のペースが緩やかになる可能性がございますが、学校の許容量を超えるほどの影響はないと考えられます。ただし、議案書24ページ、下段のスライド8の点線で囲んだ部分でございますが、こちらは中層住宅地区とされまして、今回の開発区域には入ってございませんが、集合住宅が建設される可能性もあります。この区域に係る

開発区域の変更時点で、今後、柳島小、中島中への影響を再度把握する必要があると考えております。

これらの検証の結果から、議案書19ページのとおり、本開発計画による義務教育施設への影響はない旨とし、県へ回答をしたいと考えてございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第2 教委議案第55号浜見平地区開発に伴う義務教育施設への影響に対する意見については原案のとおり決定することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第3 教委報告第37号教育委員会市職員人事に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第3 教委報告第37号教育委員会市職員人事に関する専決処分について、教育総務課長よりご説明を申し上げます。議案書その2の2ページをご覧ください。

教育委員会の発令につきまして、専決処分のご報告をさせていただきます。今回は、11月1日付で、市民課の職員に対する学務課への併任発令が1件となっております。

ご説明は以上でございます。よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第3 教委報告第37号教育委員会市職員人事に関する専決処分についてのご報告を承認することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は予算に関する案件等でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議なしと認め、非公開といたします。

○竹内教育長 それでは、日程第4に入る前に事務連絡をお願いします。

[事務連絡]

午後3時13分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、次により署名します。

令和3年11月18日

教育長

委員

委員

委員

委員